



江別市から転出される方へ

現在お使いの通所受給者証は、江別市に住民票がある日までが有効期限となります。
転出先でも障がい児通所支援を利用するためには、新たに受給者証を申請する必要があります。

相手	やること
相談支援事業所	※現在、相談支援事業所がついている方のみ ☐ 相談員に転出することを伝え、 転出先の相談支援事業所への引き継ぎを依頼する
通っている事業所	☐ 退所するか、継続するかを伝える ☐ 継続する場合は、受給者証が差し替えになることを伝える
転出先の市町村	☐ 転入手続きの流れや、持ち物を確認する ☐ セルフプランの方は、 相談支援事業所が付く必要があるかを確認する (相談支援事業所への依頼が必須の市町村があります) ☐ 療育手帳等をお持ちの方は、 住所変更の手続きについても確認する
江別市	☐ 転出先での手続きが全て完了したら、 江別市の受給者証を返還する 郵送 → 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所子育て支援課 来庁 → 江別市役所子育て支援課 2階16番窓口

